

平成 2 7 年度

千葉市環境審議会

第 1 回環境保全推進計画部会 議事録

平成 2 7 年 8 月 6 日（木）

千葉市環境局環境保全部環境総務課

平成27年度 千葉市環境審議会 第1回環境保全推進計画部会 議事録

1 日 時

平成27年8月6日（木） 16時00分～17時20分

2 場 所

千葉市役所 議会棟3階 第5委員会室

3 出席者

（委員） 岡本眞一委員、桑波田和子委員、小林悦子委員、坂本充子委員、
杉田文委員、立本英機委員（環境審議会会長）、土谷岳令委員、
辻徳次郎委員、唐常源委員、樋口裕大委員、山本直史委員

（事務局） 黒川環境局長、御園環境総務課長、古谷環境保全課長、
須藤環境規制課長、富塚自然保護対策室長、山内環境総務課主査

4 議 題

- （1） 部会長及び副部会長の選出について
- （2） 専門委員会構成委員の指名について
- （3） 千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について（諮問・答申）
- （4） 粉じん対策に関する提言について（報告）
- （5） 環境の保全に関する協定の改定について（報告）

5 議事の概要

- （1） 議題1において、部会長及び副部会長を互選により選出した。
- （2） 議題2において、大気環境保全専門委員会を廃止し、地下水保全専門委員会の部会委員を指名した。
- （3） 議題3において、千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について、千葉市長から諮問し、事務局からの説明に基づき審議を行い、その結果を市長に対し答申した。
- （4） 議題4において、大気環境保全専門委員会による粉じん対策に関する提言について、事務局から報告した。

(5) 議題5において、環境の保全に関する協定の改定について、事務局から報告した。

6 配付資料

資料1	千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について
参考資料1－1	関係法令等
参考資料1－2	トリクロロエチレンについて
資料2	粉じん対策に関する提言について（報告）
参考資料2	千葉市の粉じん対策について（提言）
資料3	環境の保全に関する協定の改定について（報告）

7 会議経過

《開 会》

16 時 00 分 開会

【山内環境総務課主査】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成 27 年度千葉市環境審議会第 1 回環境保全推進計画部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私は環境総務課の山内と申します。進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、千葉市環境審議会運営要綱の規定により、委員の半数以上の出席が必要でございます。本日は委員総数 13 名のうち 11 名が出席しておりますので、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、環境審議会に引き続き、入江委員、中村委員の 2 名の委員から、所用のため欠席との連絡をいただいております。

続きまして、お手元の会議資料につきましては、次第に記載のとおりでございます。ご確認いただきまして不足がございましたら事務局にお申し付けいただきたいと思います存じますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

最後に、本日の会議は千葉市情報公開条例により公開することが原則となっております。また、議事録につきましても公表することとなっておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

最初に、会議の議長でございますが、環境審議会運営要綱によりまして部会長が行うこととなっておりますが、部会長が決まるまでの間、黒川環境局長に議事の進行を務めさせていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【山内環境総務課主査】 ありがとうございます。

それでは、黒川局長、お願いいたします。

《議題 1 部会長及び副部会長の選出について》

【黒川環境局長】 それでは、大変僭越ではございますが、部会長が決まるまでの間、議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題 1、部会長及び副部会長の選出につきまして、お諮りいたします。

部会長、副部会長の選出方法につきましては、千葉市環境基本条例によりまして委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。

【桑波田委員】 桑波田ですけれども、引き続き岡本委員に部会長を、きょう欠席ですが中村委員に副部会長をお願いしてはいかがでしょうか。

【黒川環境局長】 ただいま、桑波田委員より、部会長に岡本委員を、副部会長に中

村委員をとのご提案がございましたが、いかがでしょうか。

【山本直史委員】 基本的に異議はないんですけど、この場にいない方をお願いしていいんですか。異議はないんですけど、もっと議論を本当にしていかなければいけないと思うんです。そのことに私は反対する意図はないんです。皆さんがやっていきたいことを止めるつもりはないんですけど、以前に引き続いて、そういった方をお願いしたいと思うことに異議はありませんけど、その場にいらっしゃる方がいらっしゃらないという、この会の意義として、ちょっとどうお考えなのかだけ伺いして、基本的には私も問題ないと思います。

【黒川環境局長】 今、山本委員さんからお話がございました。引き続きということでもいいかどうかというご意見でした。いろいろ活性化を図るということで、部会長・副部会長、人にかえるというのも一つかと思うのですが、今回につきましては、引き続き議論を深める上で、また部会長に岡本委員、副部会長に中村委員ということでお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

【山本直史委員】 はい、わかりました。

【黒川環境局長】 ありがとうございます。それでは、部会長は岡本委員、副部会長は中村委員をお願いしたいと存じます。

なお、中村委員は本日欠席されておりますので、後日、事務局から結果をお伝えしたいと存じます。

それでは、私は任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

【山内環境総務課主査】 それでは、岡本委員は部会長席へお願いいたします。

(岡本委員、部会長席へ移動)

【山内環境総務課主査】 ここで、岡本部会長からご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

【岡本部会長】 本日は、お暑い中、前の審議会に続いてで大変ご苦勞ですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

千葉市の環境については、昔、公害が厳しかった時代から見ますとかなり改善されてきているところがあります。また、一方では、新たに微小粒子の問題から CO₂ などの温暖化、地球全体の環境への問題など新しいテーマも次々出てきております。そういう中で、ぜひ皆様方のお知恵を借りまして、より千葉市の環境をよい方向に持っていきたいと思います。微力ながら私も力添えさせていただきたいと思いますので、どうか皆様方、ご協力よろしくお願いいたします。

簡単ですけれども、私の挨拶としたいと思います。(拍手)

【山内環境総務課主査】 ありがとうございます。

それでは、ここからの議事の進行につきましては岡本部会長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

《議題2 専門委員会構成委員の指名について》

【岡本部長】 それでは、これより議題 2 に移らせていただきます。

なお、これからの審議につきましては、報告される方も特段の事情がない限り着席されたままの説明で結構でございます。

議題 2、専門委員会構成委員の指名についてですが、大気環境保全専門委員会につきましては、先の審議会の中でも廃止の方向でという検討が示されておりまして、局所的な粉じんについてはかなり改善されてきているという状況も鑑みまして、現在、廃止の検討をしておりますので、このことにつきましても事務局からの説明をお願いしたいと思います。

【御園環境総務課長】 環境総務課の御園でございます。

本部会には、千葉市環境基本条例の規定によりまして、環境基本計画や環境の保全及び創造に関する基本的事項のうち、特定の事項につきまして調査・研究するための専門委員会を 2 つ設置しております。

そのうち、先ほどもご説明させていただきましたけれども、大気環境保全専門委員会につきましては、11 月に開催いたしました第 2 回大気環境保全専門委員会におきまして、千葉市の粉じん対策について提言をいただいております、粉じん対策に関する調査・研究が終了しております。

なお、粉じん対策につきましては、後ほど報告させていただく予定となっておりますので、よろしくお願いします。

そういう状況でございますので、当面の調査・研究事項がないことから同委員会を廃止したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【岡本部長】 どうもありがとうございました。

ただいま事務局より、大気環境保全専門委員会を廃止したいとの説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【立本委員】 先ほど環境審議会の方で、光化学スモッグの方がうまくいっていないというような報告があったやに思いましたけれども、この委員会をなくすのがどうこうではなくて、どういう条件のときに光化学スモッグが出てくるのかというようなことが一般の人にわかるような方法はないのかなと思いました。ここ連日「暑い、暑い」と言葉としては言われるんですけども、光化学スモッグ等とのかかわりがどういう状態のときは出るんだということが一般の市民にわかればいいかなと思ったりしましたけど、いかがでしょう。

【岡本部長】 事務局、お願いします。

【須藤環境規制課長】 環境規制課 須藤でございます。光化学スモッグに関する情報提供につきましては、毎年シーズン初めに市政だよりでご案内させていただいて、「光化学スモッグの季節だから気をつけて」「もし目が痛かったりのが痛かったりしたら、目を洗ったりうがいをしたりしなさい」「涼しいところで体を休めなさい」というような対応方法等もご案内させていただいております。また、ホームペ

ージ等でもご案内させていただいておりますけれども、なかなか昨今は光化学スモッグよりも熱中症の方が注目度が高くて、そんな状況でございますけれども、我々常に当番体制をとって光化学スモッグが出やすい状況には職員がいるようにしてまして、実際、市の方にお問い合わせ等をいただいているようなケースもございます、電話等でも市民の方々に説明するように心がけております。

【岡本部長】 よろしいでしょうか。

【立本委員】 はい、ありがとうございます。

【岡本部長】 ほかによろしいでしょうか。

【山本直史委員】 今、2番の専門委員会の構成の説明ですか。

【岡本部長】 はい。

【山本直史委員】 大気環境保全専門委員会の廃止については全く異議はないのですが、せっかくこういう形で審議会が部会となり、そして部会からこういう専門委員会という形になってきているもののうち、この環境保全推進計画部会として所管するうちの一つの委員会がなくなってしまったわけですから、むしろ私たちの存在意義というのは、地下水保全専門委員になるかならないか、もしくは、折角こういう形で分かれている中で、例えば自然環境に対する保全だとか先端技術に係る環境保全対策、その他の地球環境対策についても我々部会の所管だと思うのですが、何か新しい委員会を設置するとか、そういうようなことについては部長のご判断なのか、こちらの委員から提案するのか、事務局から来るのか、どういう形で進んでいくのかについてお伺いしたいんです。

【岡本部長】 事務局から説明いただけますか。もし事務局からなければ私の考えを述べさせていただいても構わないのですが。

【須藤環境規制課長】 環境規制課でございます。

こちらの部会は主に公害関係、それから自然保護関係、計画がいろいろあるものを具体的に運営していく中で、課題となっているようなものを掘り下げて調査・研究するような、そういった必要が生じた場合に専門委員会を設置してご検討いただくような体制をとらせていただいております。日常的には部会がございまして、何か案件があった場合には部会の方にご審議をお願いし、さらに部会単独で審議するよりもさらに深めた検討が必要だという段階で専門委員会を設置するというやり方をこれまでさせていただいております、今回も大気環境保全専門委員会を廃止するといいますが、何か事案が発生して、部会にお諮りし必要があると認められた場合には、また新たな形の専門委員会を立ち上げていくということを、私ども事務局側としては心がけてまいりたいと思っております。

【山本直史委員】 先ほど COP21 の話だとか、やはり地球の持続可能性を考えると、まず私、環境経済委員会の委員長として今発言をしていますけど、環境の保護と経済の活性化、非常に両立を図らなければいけない。まさに日本こそそれができるのだと。

ただ、日本の中でいくと、じゃあどこかという、やはり千葉市とか市単位でモ

デルをつくっていくこと自体が先進事例になるということからいきますと、何か問題が起きてからやるよりも、この計画部会の中で例えば先端技術に係る環境保全対策はないだろうかと、千葉市ならではの自然環境の保全というのはないだろうかとということについて、委員会がないと、部会が起きないと、委員が集まっても何のために集まって何が計画になったのかと、後々2年間たったときにもっとやっておけばよかったとしないことにしたいという意味でございます。私自身がこれをすぐにやるべきだということは今ないのですが、このままこの場で発言をしないとあっという間に終わってしまって、何もなかったということになるとすごくもったいないことになってしまう。きょう24名のうち6名の方がお休みになっただけですが、やっぱり本当に環境のことを考えるのであれば、できるだけお休みにならないで、みんなで議論していきながら、けんけんがくがくモデルをつくっていくような部会にした方がいいのではないかという観点から、意見を言わせてもらいました。

【岡本部会長】 どうもありがとうございました。

事務局より再度、今の委員さんの意見につきまして。

【黒川環境局長】 ただいま、山本委員さんから貴重なご意見をいただきました。確かにこの環境保全推進計画部会の中でいろんな所掌事務がございますので、今回につきましては大気環境保全専門委員会はとりあえず一旦廃止ということで、私どもの方でこの所掌事務の中で皆さんに審議していただくとか検討していただくような内容を検討いたしまして、またお願いするかもしれませんので、そのときはよろしくお願いいたします。

【岡本部会長】 どうもありがとうございました。

先生、よろしいでしょうか。

どうぞ。

【樋口委員】 すみません、樋口でございます。初めてで僭越ではございますが、先ほど立本会長の方から、光化学スモッグが、僕は余り知識はないのですが、市民の方に周知されていないと。どういう形で光化学スモッグになるのか、光化学スモッグとはまず何なのかが、多分市民の方は知らないことだと思います。私も全然そこはわかりません。光化学スモッグが出たら、小学生のとき、中学生のとき、「外へ出たら危ないよ、教室の中にいなさい」と言われた思い出しかございません。それが、今周知されていなくて心配だと先ほど立本会長がおっしゃっていたのであれば、この大気環境保全がそれに当たるのか私にはわかりませんが、周知徹底する方法を私たちが考えなくていいのかなと。この粉じん対策については今のところ解決しているから部会廃止にするということではなく、先ほど出されました光化学スモッグに対して、どうやって子どもたちを守っていくか、市民の方に周知していくか、私たちは知っていても市民の方は知らないわけですから、それを知っていただくのが私たちのこの委員会のあるべき姿ではないのかなと、私、千葉青年会議所から参加させていただいて、そう思いました。

せっかく7つも保全するものがありながら、地下水のものだけしかないというの

は、またこれもうかがなもののかなと。ここには 13 人の委員がいらっしやいまして、何のためにいらっしやるのかなと。専門委員 5 人と下にも書いてありますし、この必要性に関して私はどうなのかなと。せっかくいらっしやるのであれば、もう少し専門委員会をつくっていただいて、後に議論になることではなく、先ほど山本委員もおっしゃっていましたが、想定して先にやっておくというのが委員の存在意義ではないのかなと考えますが、いかがでしょうか。

【岡本部長】 事務局より説明お願いいたします。

【黒川環境局長】 ただいま樋口委員からご意見いただきまして、ありがとうございました。樋口委員さんからおっしゃられたこと、ごもっともだと思うのですが、今日、ではどういった専門委員会を新たに設置しようとか、私も今浮かびませんので、先ほど言いましたけど、ちょっと検討させてください。やはり活性化も必要だと思いますので、その辺はちょっとお時間をいただければありがたいと思います。

【岡本部長】 よろしいでしょうか。

【樋口委員】 はい。

【岡本部長】 新しい委員さんも増えてきていますので、少し補足の説明を、僭越ですけど私の方からさせていただきます。千葉市でも環境基本計画というのを何年前につくってしまして、長期的な千葉市の望ましい環境を実現するための幾つかの重要な施策というのがその中に示されていて、各年度の予算とのかかわりで、その年度年度でやるべき項目というのが取り上げられています。そういう長期的な目標の中で環境基準の達成が思わしくないものについては、優先的に取り組んでいます。もう一つは、規制の権限とのかかわりなどもありまして、市としてやりたくてもできない項目も幾つかあります。光化学スモッグのような場合には広域的な汚染の挙動というのが重要で、すぐそばの工場を規制したからといってすぐに環境基準が達成できるものではないのです。千葉市の場合は千葉県のそういう全体のネットワークの中で、どの地域で注意報が出た場合にはどの地域の工場に削減の要請をするかという仕組みもできています。一定の効果は上げていると思うのですが、不十分な点もたくさんあります。そういう中で市の皆さんも努力してくださっていると思います。

この部会の中には、一応全部の項目をある程度網羅できるように先生方が入っておられます。その中で地下水については特に重点的に対策をして、なお千葉市に規制の権限等もあって、優先的に取り組まなくてはいけないところで過去に専門委員会ができています。粉じんについても、そういうことで昨年来努力をしてくださっていて、ある程度の成果が出てきているということで、今回廃止の件が俎上に上っているということです。

一応、各部会では事務局が議題をつくってくれていますけど、その他のところで今先生が言われたような項目について、それぞれの各分野の専門の先生が、広い範囲なので 1 名ずつしか多分いないと思うのですが、その中で提案していただければ、必要に応じて事務局と調整して臨時の部会を開くということも可能ですので、

もし事前に緊急度が高い項目があれば事務局あるいは私の方に言っていただければ、追加で部会を開く、あるいは次の部会のときの議題の調整も可能ですので、ぜひそういうところでご協力いただければと思います。

もし事務局の方でもう少し補足して、不十分な点があれば説明をつけ加えていただければありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、大気環境保全専門委員会は一応廃止の方向で進めるということで、なお昨年度までの成果については、この後の報告事項のところでも事務局から説明していただきますので、そこでまた皆様方からご意見をいただければありがたいと思います。

それでは、一応この件は皆様方にご了承していただいたということで、廃止にしたいと思います。

続きまして、「専門委員会構成委員の指名について」ですけど、事務局より説明をお願いしたいと思います。

【御園環境総務課長】 環境総務課の御園でございます。

それでは、専門委員会構成委員につきまして、まず地下水保全専門委員会の構成委員につきましては、条例の規定によりまして部会長が指名する部会委員及び市長が指名する臨時委員をもって構成することとなっておりますので、ここで部会長から専門委員会の委員の指名をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【岡本部会長】 ただいま事務局から説明がありましたとおり、専門委員会の構成委員は私の指名となっておりますが、事務局の方で案をつくっているのであれば、それをまず提示していただきたいと思います。

【御園環境総務課長】 それでは、皆様方のご専門を考慮いたしまして事務局案を用意させていただいております。お配りいたしますので、よろしくお願いいたします。

(専門委員会委員構成(案)配付)

【岡本部会長】 よろしいでしょうか。

ただいま事務局より委員構成(案)を示していただきました。私としましては、この案の委員構成でよいのではないかと考えております。もし特段のご意見、ご異存がなければ、このまま私の指名とさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

お願いします。

【山本直史委員】 基本的に人事のことですので余り口を挟みたくはないのですが、杉田さんと唐さんがこの部会委員から、残りの3名がどのような方なのかということと、それから、環境総合施策部会が11名で環境保全推進計画部会が13名になるのですが、11名のところで2つの委員会が設置されて専門委員が5名、6名ということになっているのですが、いずれもこの24名の中で委員会に所属しない委員というのはどなたなんでしょう。なぜその方が外されてしまったのか。もしくは、なぜその方が選ばれたのかという理由がわかれば教えてもらえますでしょうか。

【岡本部長】 事務局より説明をお願いいたします。

【須藤環境規制課長】 環境規制課長の須藤でございます。

今回、地下水保全専門委員会を設置いただくというお願いをしているのは、実は当面の課題として千葉市では美浜区の土壌の汚染の問題がございます。汚染と言いますとちょっとショッキングな言い方になってしまいますが、実は埋め立てに用いた海底の浚渫土の中に海水由来の物質がいろいろございまして、そういったものが美浜区の土壌の中からいろいろ検出されております。そういった場合の取り扱いは、土壌問題とも非常に関係の深い地下水保全専門委員会の専門家の皆様方のお知恵をいただいて、行政施策の参考にさせていただきたいと思っているところでございまして、そのため地下水保全専門委員会を継続していただこうというものでございます。

今回ご指名いただきましたお二人につきましては、水文学ですとか地下水対策といったことに大変明るい両委員さんでいらっしやいまして、私どもといたしましても大変ありがたいと思っております。

このほか臨時委員につきましては、行政の方でその都度必要な方を選ばせていただくということになってまいりますけれども、今お話ししましたとおり、土壌の汚染の問題でございますので、例えば健康影響の専門の方ですとか、あとは千葉地域の土壌に明るい見識のある方ですとか、そういった方を必要な場合に我々で人選していくということをさせていただきたいと思っております。

【山本直史委員】 13名の中で2名の委員さんが今回専門委員に選ばれて、学識経験があらわれる方なので適切なことだと思います。一方で、私どもの部ではないところでございますけれども、環境総合施策部会11名の中で、私が先ほど質問したのは、地球温暖化対策専門委員会に行かれる方、それから防災拠点再生可能エネルギー等導入推進基金事業専門委員会に行かれる方はどなたなののでしょうか、という質問をしたんですけど。

【御園環境総務課長】 環境総務課の御園でございます。環境総合施策部会の専門委員でございますけれども、まず防災拠点の専門委員として、千葉大学大学院の倉阪教授と木更津工業高等専門学校の前野委員と緑区町内自治会連絡協議会の大槻委員を予定させていただいています。あと、温暖化でございますけれども、先ほどお話ししました千葉大学の倉阪教授と千葉大学の山本忠名誉教授、ストップ地球温暖化千葉推進会議代表の内野委員、緑区町内自治会連絡協議会会長の大槻委員ということで予定しております。

【山本直史委員】 この場で人事のことについて余り意見を述べるのは適切ではないと思うので控えたいと思うのですけれども、せっかく千葉市の環境審議会として本当にいろいろな分野から24名集まれ、部会が設置され、そして専門委員会が設置されたと。ですから専門的知見もそうですけれども、市民感覚だとか、これは熊谷市長も公募委員をもっと活用すべきだと言っているのが、言っていることとやっていることと、その辺がいまいち納得しにくい人事構成だったり、同じ方が2つの

専門委員だったり、例えば今日選ばれた副部会長はたまたまお休みになられていることも含めて、制度が形骸化してしまうのがもったいないのではないかという観点から申し上げさせていただきました。

私の中では、この 11 名の環境総合施策部会の方でも、連協の会長さんは別ですけども、専門性の高い方が入られ、この保全推進計画部会も言ってみたら権威のある方が入られておまして、素人目線でもっと入れてくれという意味ではないのですが、そこら辺が、後々になってそもそもの環境審議会のあり方が問われないような形にしたいという意味からの意見でございます。

【岡本部会長】 ありがとうございます。

事務局よりお願いいたします。

【黒川環境局長】 山本委員さんから貴重なご意見をありがとうございました。

おっしゃるとおり現状では市民公募の委員さんお一人しかいませんので、その辺はまた検討させていただきます。

あと、環境審議会の構成委員といたしましては、幅広い各分野からお願いしておまして、先ほど部会長さんがおっしゃっていましたが、今後いろいろな環境面の変化があったときにすぐ対応できるような形で、この審議会の委員さんの方から部会を開くなり、専門委員会を設置するなり、対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

【岡本部会長】 よろしいでしょうか。

【山本直史委員】 はい。

【岡本部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、今、事務局より提案がありました地下水保全専門委員会の委員につきましては、杉田先生、唐先生にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

《議題 3 千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について》

【岡本部会長】 次に、議題の（3）に移らせていただきたいと思います。

議題 3 千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について、千葉市長から諮問がございますので、立本会長、よろしくお願いいたします。

（千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について 諮問書手交）

（諮問書写し配付）

【立本会長】 ただいま、諮問事項を受け取りました。今お手元に配付されているやにと思いますが、皆さん届きましたか。これ、もう一度読み上げますか。

【岡本部会長】 いいと思います。説明していただいたとおりということで話を進めてください。

【立本会長】 諮問事項は法が変わったというようなことが大きな理由でございますけれども、この文章のとおり解釈していただければありがたいと思います。よろ

しくお願いいたします。

【岡本部長】 どうもありがとうございます。

ただいま、立本会長から千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について、当部会で審議するようご指示をいただきました。事務局より諮問書の写しを委員の皆様へに配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、今回は国に合わせる形での改正とのことですので、本日審議の上、答申をしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

【須藤環境規制課長】 環境規制課長 須藤でございます。

それでは、資料 1 に基づきまして、今回の諮問理由等につきまして説明をさせていただきます。

まず、今回改正の施行規則のもととなっている環境保全条例でございますけれども、これは環境基本条例に定めました理念を実現するためのさまざまな施策のうち、公害防止のための規制等を規定しているところでございまして、大気汚染、水質、地質、騒音、振動、悪臭など全般にわたりまして規制を講じております。今般、その中の 2、「条例における排出基準」でございますけれども、排出基準として水質汚濁防止法と同等の効果を得るためということで、法で定めております排出基準と同じ物質、同じ基準を準用して設定しております。そういったことで、今回、3の「法等の改正」でございますけれども、26 年 11 月に水質汚濁に係る環境基準の改正がございました。トリクロロエチレンの環境基準が 0.03mg/L から 0.01mg/L に変更され、これを受けまして排水基準の改正が、今、中央環境審議会で審議を終えまして、近日中に水質汚濁防止法の基準が改正されるという段に至っております。

今回の改正の内容でございますけれども、法律の改正の状況を踏まえまして、それと合わせたものでございます。具体的には、規則第 14 条に規定する別表第 4 に定めた排出基準について、トリクロロエチレンの許容限度「1 リットルにつき 0.3 ミリグラム」を「1 リットルにつき 0.1 ミリグラム」に改めるものでございます。施行日につきましては、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の施行日に合わせたいと考えております。

理由でございますけれども、条例では市が独自に規定する工場ですとか事業所につきまして、法律と同等の排水基準を定めて、法と同等の効果を得て法の規制を補完していくというものでございまして、今回、法が改正されることに合わせまして法に合わせた改正をしていきたいというものでございます。

後ろの方をちょっと見ていただきますと、水質汚濁防止法と環境保全条例の関係を整理させていただいております。中ほどに「特定施設」というのがございます。水質汚濁防止法では特定の業種の特定の施設について規制をかけてございます。規模等も決まっております。千葉市独自に水質汚濁防止法の特定施設には該当しないけれども同様の規制が必要なものを環境保全条例の特定施設として定めてございます。具体的には右側の欄の紗をかけてあるところでございますけれども、油その

他の空き缶再生業ですとか、ばい煙・粉じんの湿式処理施設、それから畜産農業またはサービス業の用に供する施設で次のもの。さらには、し尿の浄化施設で規模が101人以上の施設ということで、法に規定されていない施設、さらには法の規模よりもさらに小さな規模のものを規制していこうというものでございます。排出基準につきましては、先ほど説明したとおり、法と条例で同等のものを設定してきているところでございます。

具体的にトリクロロエチレンの基準でございますけれども、まず環境基準は、先ほど説明したとおり、これまで0.03 mg/Lであったものが26年の11月に改正されて0.01mg/Lということに変わっております。それに合わせまして、今般、水質汚濁防止法の排水基準の改正が検討されておりました、これまでの0.3mg/Lを0.1mg/Lに改正しようという動きがございます。

参考資料の1-1には、具体的に水質汚濁防止法の該当情報の抜粋と環境保全条例の該当箇所の抜粋、それから、施行規則の抜粋を挙げさせていただいております。

参考資料1-1の2ページ目の一番下に具体的なトリクロロエチレンの排出基準が定められている別表四が抜き出してございます。

参考資料の1-2に「トリクロロエチレンについて」ということで掲げさせていただいておりますが、具体的に今回環境基準が変えられ排水基準が変えられる、その裏付となる根拠について少し説明をさせていただきます。参考資料1-2の中段、「環境基準」というところの(2)設定根拠のところでございます。食品安全委員会というところの評価結果がまず出まして、トリクロロエチレンの耐容一日摂取量を1.46μg/kg体重/日、トリクロロエチレンの人に対する食品からの寄与率を70%とする、体重は50kgを想定する、一日の水の摂取量を5Lにする、ということを前提といたしまして、基準を0.01mg/Lに変えたということが説明されております。

この中で注目されますのは、それまで寄与率が10%となっていたのが70%に変えられていること。それから、飲用水量が5Lとなされておりまして、通常飲み水は2Lとして運用するのですが、トリクロロエチレンの場合は揮発性が高いということ、日本人は特にお風呂をよく使うということで、そういった人に対しては飲用水量相当量として2Lをさらに増加させて5Lにして計算することが適当ということが上げられていまして、それをもとに環境基準が強化されたものでございます。

環境基準が変わりますと、排水基準については工場の排水管から出たところで10倍ぐらいにすぐ薄まるであろうと、そこで環境基準を守ればよいようにということで、環境基準の10倍が排水基準に設定されております。これは他の有害物質も同様でございますけれども、そういった背景を受けまして、今回、法の排水基準が改正されるものでございます。

そういった法の改正は妥当と考えられますので、今回、法の改正を踏まえまして市の排水基準についても改正していきたいというものでございます。

以上でございます。

【岡本部長】 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問を頂戴したいとおもいます。よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。お願いします。

【唐委員】 基準改正のことについて伺いたいと思いますが、例えば 26 年度のデータから見てみると、今回改正した環境基準をどのくらい超えているか、もし今年データがあれば、予測として。

【須藤環境規制課長】 公共水域、川・海については、トリクロロエチレンの基準超過の可能性はほとんどございません。ただ、一方、地下水に関しましては、市域、特に長沼地域等でトリクロロエチレンの基準超過が現に発生してございますので、これまで検出されていたけれども基準超過とは言わないと言っていたような地下水についても、基準超過という評価になってくる可能性はございます。今回は、ちょっとそこら辺は地下水の環境基準というものではないので、川・海ということになるかと思います。

【岡本部会長】 先生、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問いかがでしょうか。お願いします。

【山本直史委員】 国が基準を厳しくしたことに對して千葉市がさらに同じようにするというこのことについて、特段反対とかはないと思うのですが、これによりまして対策が必要な事業者というのはどれくらい出てくるのかとか、そういうのはどういった判断をされているのか。これによりまして今までは問題なかったとされているのが 10 倍厳しくなると考えますと、その事業者さんはいわゆる準備期間だとか、その辺については大丈夫なのかどうかとか、その辺の原因発生事業者の特定とそこに対する周知徹底・指導というのはどういう感じでお考えなのかについて、お伺いいたします。

【岡本部会長】 お願いします。

【須藤環境規制課長】 今回、基準は 3 倍にされるわけですがけれども。

【山本直史委員】 3 倍ですか、失礼しました。

【須藤環境規制課長】 資料 1 の裏側をご覧くださいませでしょうか。特定施設の種類という表がございませ。その右側の欄でございませけれども、環境保全条例での届出数がございませ。ばい煙・粉じんの湿式処理施設が 1 件、畜産農業またはサービス業の用に供する施設というのが 15 施設、し尿浄化施設が 18 施設ございませ。こういったものの中にトリクロロエチレンの基準が該当するかどうかというところになるわけですが、一番上の、例えば油その他の空き缶再生業のようなところだと、場合によってはトリクロロエチレンが使われた空き缶等の再生の場合には影響してくるかと思いますが、今のところ、そういった特定事業所の届出はございませんので、当面トリクロロエチレンを使っているという事業所の届出はございませんし、すぐ規制強化で対応を迫られる事業所があるという状況ではございません。

【山本直史委員】 そうすると、別に反対するものでもないですが、先ほど長沼地区の一部では新基準になりますとちょっと抵触するところが出るようなことをおっし

やっていた部分に関しては、この指定されたところではないのが原因という理解でよろしかったでしょうか。

【岡本部会長】 事務局より説明をお願いします。

【須藤環境規制課長】 地下水汚染につきましては、昭和の時代から明らかになりまして、いろいろ対策をこれまでも続けてきたものでございまして、いわゆる規制時期以前の排水が原因の複合汚染と考えられています。ですから、現時点で特定の事業者が排水の処理が不適切で汚染が広がっているという状況は確認してございません。

【山本直史委員】 ということは、原因がわからないけれども、結果的にはある一部の地域では新基準には抵触するところはあるかもしれないけれども、どこが排水しているか特定できないということについては、その状況はしばらく続くけれども規制が難しいと、そういった理解でよろしかったでしょうか。

【岡本委員】 事務局より説明をお願いします。

【須藤環境規制課長】 今回、環境基準が変わったのは海・川ということで、今後、地下水についても議論が進んでいくのだと思いますけれども、その議論が進んだ際には千葉市ではなかなか難しい状況にあるというお話をさせていただきました。この規制というのは、工場や事業所の特定の施設から出てくる水に対して規制をかけるので、現に流れている川ですとか地下水ですとかが基準を超えているからといって、それがどうこうということではなくて、我々はそういった事実を確認したら、その川上にある汚染者がいないかどうかということで調査をしたり規制をかけたりということになってまいります。

【山本直史委員】 理解しました。ありがとうございました。

【岡本部会長】 どうもありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問いかがでしょうか。

それでは、特に質問等がないようですので、皆様方のご了承がいただけたというふうに思います。

それでは、事務局で用意しました方針に従いまして答申書を提出したいと思えます。事務局は答申書の案を配付してください。

(答申書案配付)

【岡本部会長】 皆様方、お手元に資料が届きましたでしょうか。ご審議をいただきました内容に沿った形で用意をさせていただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。もう一度確認をお願いいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岡本部会長】 それでは、皆さん、どうもありがとうございます。

本部会の承認を得られましたので、立本会長より市へ答申書をお渡ししていただきたいと思えます。事務局が答申書を準備いたしますので少しお待ちください。

では、準備が整いましたので、立本会長、よろしく願いいたします。

(千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について 答申書手交)

(答申書写し配付)

【黒川環境局長】 本日は、環境保全条例施行規則の改正につきまして諮問させていただきました。短い時間ではございましたが、皆様から貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の答申を踏まえまして規則の改正を行い、環境保全行政の推進に努めてまいりますので、今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

【岡本部会長】 どうもありがとうございます。

《議題4 粉じん対策に関する提言について》

【岡本部会長】 それでは、次の議題（4）に移らせていただきたいと思います。

議題2のところで、大気環境保全専門委員会の廃止につきましては皆様方よりご了承いただいておりますが、昨年度までの成果の概要が事務局よりまとめられておりますので、このことにつきまして事務局より報告をお願いしたいと思います。

【須藤環境規制課長】 環境規制課でございます。

粉じん対策につきましては、大気環境保全専門委員会を設置させていただきまして、岡本部会長を初め、前回委員の河井委員さん等もご協力いただきまして、3年間にわたりいろいろ検討、調査を進めてきたところでございます。

経緯を説明させていただきますと、中央区の臨海部の方から黒い粉じんが飛来するというような苦情が寄せられておりまして、その原因・実態の調査ということでいろいろ取り組んできたところでございます。

2の経過でございますけれども、調査といたしましては平成24年度には吸引捕集、要はポンプで空気を取りながら粉じんを集めるというようなやり方で粉じんの特徴の抽出を行いました。また、電子顕微鏡で粉じんを実際に観察ということもやっております。それから、25、26年につきましては、24年の調査で地域的な偏りが非常に大きかった降下ばいじんを用いまして、地域の水平的な分布、垂直的な分布の調査、それから苦情者宅の調査なども行っております。

その結果でございますけれども、まず粉じんの量と特徴につきましては、元素状炭素ですとか鉄ですとかカルシウムなどの濃度は臨海部で高くなっているということが確認されております。これは下にあります図1の元素状炭素という「すす」のようなもの、そういったものは臨海部で高く内陸部に行くに従って低下しているというような傾向が確認されております。

それから、降下ばいじんの量でございますけれども、図2をご覧くださいればわかるとおり、これは夏場の調査結果ですけれども、円の大きさが粉じんの量で、間屋町ですとか中央港方面、アリオ蘇我やフェスティバルウォーク方面で高いことがわかります。

次のページの図3ですが、マンションの方が高層階で粉じんが多いのではないかなというようなお話もございまして、高さ方面でどうだろうということで調査したと

ころ、上層階の方が比較的少ない、地上付近の方が多いということがわかっております。

苦情者宅の調査では、南西系の強風が吹いたときに確かに多くの粉じんが飛んでくることが確認されておりまして、苦情の実態の一部を実際に確認できたのかなというふうに考えております。観察した粉じんでは、元素状炭素ですとかクロムに富むもの、さらにはアルミやカルシウムに富むもの、そういった粉じんの特徴などもとらえられております。

図 4 というのが、これは 6 回行いました苦情者宅の調査の成分でございますけれども、どれも同じということではなくて、いろいろなグループに分かれた幾つかの種類のものが飛来してきているということがわかります。いずれにしても、南西系の強風のときに非常に多い粉じんが観察されたというのが確認されたところでございます。

こういったデータにつきましては、まず地域の方々と共有してそれぞれの対策を進めていこうということで、2 ページ目の 2.の 2.「市民・事業者・行政が参加した会議」というものですけれども、地域コミュニティというのを開催いたしまして、市の調査結果を報告するとともに、市民からは実際に粉じんの実情をお話いただいたり、事業者の方からは対策の状況を報告いただいたりということをやって、お互いに信頼関係の構築ということを図っているところでございます。こちらについては、これまで 3 回開催しているところでございます。

それから、2.の 3.「大気環境保全専門委員会」でございますけれども、これはまさにこちらのご検討いただいた経過でございますまして、まず 1 回目は粉じんの状況を報告するとともに、調査方法についてご意見をいただいております。2 回、3 回については調査結果についていろいろアドバイスをいただくと同時に、昨年の 11 月に行われました第 3 回では、今後の粉じん対策について専門委員会としてご提言をいただいたところでございます。

実際の提言書は参考資料の 2 として添付してございますけれども、中心的な内容を挙げさせていただければ、3 に書いてあるようなところでございます。今回の調査で中央区臨海部の粉じんの特徴は一応とらえられたであろうと。それから、降下ばいじんが比較的高いところもあるということで、引き続き監視していく必要があると。ただ、中央区だけでなく全市的な調査もあわせて行って、全市的な分布の中の中央区の状況というものをちゃんととらえていきなさいと。それから、こういった調査結果については市民にわかりやすく工夫して情報提供をしていきなさい、それから、市民・事業者・行政のそれぞれの活動が促進されるように必要な対策をとっていきなさい、というようなご提言をいただいているところでございます。

こういったご提言をいただきまして、市といたしましては降下ばいじんのモニタリング調査を 27 年度から全市的に拡大して実施をしているところでございます。また、地域コミュニティにつきましても適宜開催することといたしまして、引き続き情報の共有、それから、信頼関係の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上、短くて恐縮ですが、粉じん対策の提言の報告とさせていただきます。

【岡本部長】 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様方よりご意見、ご質問を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

先生、お願いします。

【山本直史委員】 苦情から来た粉じんですので、どこに原因があって、どうしたら対策ができるんだろうということで、今回こうやって調査をやったということは非常に素晴らしいことだと思います。最後、裏面の 2 の「今後の粉じん対策」というところですけども、1 番で引き続き監視を行っていく、つまり監視をするということ。2 番目に全市的な調査もあわせて行っていくということが今回提言されたわけです。これで調査は終わりじゃないよということなんですね。2 番、その情報を発信し、この粉じん対策の共有を図り、市民・事業者・行政が対応について検討を促進させる必要があるという提案ではあるのですが、何となく推測するに、臨海部における製鉄会社ではないかなと思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、事実はそのだけではないかもしれません。全市的な調査をやりますけど、結局、原因発生がどこなのか、そして、どうしたら粉じんが降らないで済むのかということに対する対策についてはどうお考えなのか、お伺いしたいのですが。

【岡本部長】 事務局より説明をお願いします。

【須藤環境規制課長】 ちょっと説明が不足しておりましたけれども、この粉じんにつきましては環境基準ですとか市の環境目標値というものがあまして、それを超えている状況にあるのかということ、実はほぼ超えていないという中で、ただ、住民はさらに快適な環境を求めて改善を期待しているという状況がまず背景にございました。特に問屋町方面につきましては、それまで商業系の土地利用だったものが住居系の土地利用に変わりまして、新たに居住された方々が実情というものを知らない中で粉じんが非常に気になったという背景も一つございました。

そんな中で、これから誰が何をやっていくのかというところで犯人探しということをやりますと、どうしても加害者・被害者の対立関係になってしまいますけれども、先ほども申しましたように環境基準を超えていない中で、じゃあどこまでやるんだ、誰が加害者と言っているのかということもございまして、こういった問題について環境省の方でパートナーシップによる公害対策の進め方の指針というのを出しています。具体的には、そういったさまざまな関係者の考え方を共有することによって、それぞれの立場でやれることがあるでしょうと、それぞれが関係者の意見を聞くことによって対策が進んでいくのではないかと、という考え方がございます。今回はまさにそういった考え方を踏まえまして、苦情を言っている人たち、調査結果、その地域で事業活動をやっている方々、そういった方々が同じ席について情報共有を図ったということで、少しでもそれぞれのやれることが進んでくれないかなという取り組みでございます。

【山本直史委員】 理解しました。要は、違法性がないとか規制にも抵触していない

ということであれば、なかなか規制するのは難しいと思うのですけれども、住民の率直な印象として、粉じんが降ってくるより降ってこない方がいいという気持ちもわかりますし、一方では、季節によっては PM2.5 というのが中国の方から来ているというのもありまして、人間呼吸をしているので、できればない方がいいなと皆さん思っている部分があると思います。犯人探しをしてほしいわけではないのですが、調査をして、その結果規制に抵触していませんということだと、じゃあその先どうなるのという部分があると思いますので、皆で解決するような仕組みとして、まさにこの環境審議会が間に入りながらやっていくような形にしていっていいのではないかなと思いました。

【岡本部長】 どうもありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。お願いします。

【坂本委員】 これは基準値にも抵触しないし、私はこういう苦情を言ったら市が腰を上げて調査してくれるんだ、とてもいいなと思ったのですが、例えばこういうものをどこに申し入れて、これは粉じんだけに限らなくて、例えば地下水であるとか川の何とかであるとか、そういうことにもこの委員会でやると決めたら、市の行政としてはそれをやるんでしょうか。

【岡本部長】 事務局より説明をお願いします。

【須藤環境規制課長】 私ども、大気汚染ですとか、水質汚濁ですとか、悪臭ですとか、振動ですとか、騒音ですとか、まさに公害の担当として行政をやっております。ただ、法律などでやってはいけないというもの、それと、ご近所の方が不快に思っているということというのは、またちょっと次元が違うものがございます。ただ、やはり生活している中でお困りのことというのを行政として何か助けてあげられることがあるかもしれないということで、苦情につきましては、まず一義的には私ども受け付けております。

行政が介入していいもの、悪いもの、実はお隣同士の騒音の話などは行政が介入すること自体をはばかるというような事例もございます。それは私どもいろいろ経験を積んだ中でいろんなアプローチがございますので、まずはお困りの情報が寄せられれば、それに向けて私どもにできることをアドバイスさせていただいたり、調査をしたり、事業者指導したり、そういうことを進めてまいります。

そんな中で、特に我々で手に負えないような案件になりますと、例えばこういった審議会のご専門の方々の意見を伺いながら新しい道を切り開いていくというようなステージになってまいります。そういったときには、まさに専門委員会を設置いただいて、ご専門の方々のアドバイスをいただきながら、行政のいろいろな事業の進め方をご指導いただくということになっていくかなと思っております。

【坂本委員】 わかりました。

【岡本部長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。お願いします。

【樋口委員】 率直な疑問だったんですけど、これを提言されたのは去年の 11 月 28

日ということで、それから約 8 カ月がたちまして、ここに今後の粉じん対策について「全市的な調査もあわせて行う必要がある」というのと、「市民・事業者・行政がそれぞれの役割や対応について検討を促進させる必要がある」と言っておきながら、今回、この粉じん対策についての大気環境保全専門委員会は廃止されるというのはなぜなのかなと、一市民として不思議だなと思うのですけれども、それについてご回答いただけたらと思います。

【岡本部会長】 事務局より説明をお願いいたします。

【須藤環境規制課長】 先ほどお話しさせていただいたこととも関連いたしますけれども、我々業務としてやれる範囲のことは私ども行政判断としていろいろ進めさせていただいております。ただ、この粉じん問題については非常に奥深いといえますか、解決が難しい案件ということで、専門家の方々のアドバイスをいただきながら調査をしたり解析をしたりしてまいりました。これで方向性をいただきましたので、この方向性に沿って行政の方としての事務はこれから進めていけるという状況に至ったものですから、これで専門委員会の方々に当面ご相談させていただかなくてはならない案件がなくなりましたということで、今回、大気環境保全専門委員会については一旦解散ということをお願いさせていただいたところです。

【岡本部会長】 よろしいでしょうか。

【樋口委員】 ありがとうございます。ただ、一市民からすると、言っていることとやっていることが逆走しているのかなというふうにも感じるので、それをもうちょっとわかりやすい市民の方への広報活動をしていただけたらと思うので、よろしくお願いします。

【岡本部会長】 どうもありがとうございます。よろしいですか。

【樋口委員】 はい。

【岡本部会長】 ほかにいかがでしょうか。

【坂本委員】 先ほどの光化学スモッグの件ですけれども、行政としての、「光化学スモッグです」という広報活動みたいなものを今やっていますよね。こういう専門委員会がなくなっても、あれがなくなる訳ではないんですよね。

【岡本部会長】 事務局、お願いします。

【須藤環境規制課長】 光化学スモッグについては、実は非常に難しい問題でございまして、誰かが出して、その出したもので被害を受けているという構図ではないものですから、原因と結果がなかなか直接つながっていないということで対策がうまくいっていないというのがございます。

ただ、これは千葉市で検討して何とかなるという問題になっておりませんで、実は国の方でもいろいろ検討しております。具体的にその対策方法として、実はペンキや何かの溶剤、そういったものが光化学スモッグの原因になるのではないかとということで、もう 7、8 年前になりますか、法律を強化して、実際に大気中の有機溶剤の量がどんどん減るような対策、規制強化をやってまいりました。ところが、じゃあそれで光化学スモッグはずっと改善されたのかというと改善してきていないとい

う実情がございまして、今後どうするんだということを国の方でもまた考えている状況です。

ですから、我々としては市域として何かが動くというよりも、国の専門家の方々の国としての対策の方向性を決められたらば、それに沿ってやっていこうという考えを持っていますけれども、ただ注意報ですとかそういった対応については、当然きちんとやっていかなくتهはいけないと思っていまして、今も広報無線ですとか関係者へのファックスの送信ですとか、携帯へのメールの配信ですとか、報道機関への情報提供ですとか、いろいろな手段を通じて住民の方々に情報提供をさせていただいております。

【坂本委員】 今後ともよろしくお願ひします。

【岡本部会長】 よろしいでしょうか。

【坂本委員】 はい、ありがとうございます。

【岡本部会長】 どうもありがとうございます。

それでは、今後の対策に向け準備を進めていただきたいと思います。事務局はよろしくお願ひいたします。

《議題 5 環境の保全に関する協定の改定について》

【岡本部会長】 それでは、次の議題 5 に移らせていただきます。

議題 5 の環境の保全に関する協定の改定についてですが、事務局から説明をお願いいたします。

【古谷環境保全課長】 環境保全課の古谷でございます。議題 5 環境の保全に関する協定の改定について、ご報告をさせていただきます。資料の 3 をご覧いただきたいと思います。

昨年の 11 月に開催されました第 1 回環境保全推進計画部会におきまして、協定の改定を進めていることについて報告をさせていただいたところでございますが、その作業が終了いたしまして新しい協定を締結いたしましたので、報告をさせていただくものでございます。

千葉市では、千葉市環境保全条例に基づきまして、市内の主要事業者と環境の保全及び創造を推進するために二者協定を締結し、法より厳しい基準や対策などにより指導を行っているところでございます。この二者協定につきまては、基本協定と細目協定からなっておりますが、具体的な対策や基準を定めた細目協定を 5 年毎に改定する訳でございますが、その改定に合わせて基本協定の一部も改定いたしました。

1 の「改定の内容」でございますけれども、2 点ございます。1 点目は、温室効果ガス排出量の削減を図るために平成 25 年 3 月に再生可能エネルギー等導入計画を策定いたしました。この計画に基づきまして、基本協定の中に事業者は再エネの導入に努める旨を規定したものでございます。

2 点目でございますけれども、従来から事業者から温室効果ガス排出量の報告をいただいて運用しているところでございますが、この制度の運用を明確にするために内容を細目協定の中に盛り込んだものでございます。

2 の「協定に基づく対策」でございますけれども、ここに（1）から（10）まで記載してございます。大気汚染・水質汚濁の未然防止等、それから地球環境保全対策などとなっております。

最後に、3 の「環境保全に関する協定（三者）について」でございますが、これは二者協定とは別に、千葉県を含めまして市内の臨海部 7 事業者と三者協定を締結しております。三者協定につきましても、ことしの 2 月に PM2.5、あるいは粉じん対策を細目協定に盛り込みまして改定したところでございます。二者協定、三者協定の締結事業者につきましては裏面にございます。二者協定 25 社、三者協定 7 社となっております。

協定の改定についての報告は以上でございます。

【岡本部長】 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様方よりご意見、ご質問を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

【山本直史委員】 すばらしい取り組みだと思います。利益を上げながらも、やはり環境保全を常に意識している企業がこれからはどうしても必要になりますし、千葉においてはできるだけそういった環境配慮型の企業が増えてきてほしいと多くの方が思っていると思います。その点、このルールさえ守れば大丈夫、抵触しないから大丈夫ということではなくて、さらに新しくできることをやっていこうと、二者、三者で環境保全に関する協定が結ばれていくことについては、すごく望ましいことだと思っております。

一方で、そういった取り組みをしていることを市民に知らせていくこと、千葉市が主導権を持って、こういった大気だとか騒音だとか振動を起こしやすい事業者とともに、そういうことが起きないような形の協定を結んでまさにやっていきますよということを逆に伝えていくことが、その企業が地域の方から信用を得られ非常に歓迎されるというふうに考えていきますと、これを望まない企業は載せる必要はないと思いますけれども、望む企業については、協定したところはこういう形で協定が進んでいますと、本来法律はここまでしか書かれていないんだけど、独自にここまでやると言っていますみたいな形の、千葉市がそういったところを発信していくことがすごく重要ではないかと思うのですが、そこについてはどのようなようになっていますでしょうか。

【岡本部長】 事務局より説明をお願いします。

【古谷環境保全課長】 環境保全協定の締結事業所につきましては、先ほど二者が 25 社、三者が 7 社あると申し上げましたけれども、その事業者の名称につきましては環境白書等で公開しているところでございます。それをご覧になった方はその事業者が環境に配慮した活動をしているというふうに認識されるのではないかと考えて

おります。

【山本直史委員】 環境白書を手に取ってみる市民の数というのは、96万人中かなり少ないと思うんです。そもそも環境白書が96万はないと思いますので。ですから私が申し上げたのは、もし可能であれば、せっかくここまでやったのであれば何か別の形で、ホームページだとか、ある程度費用がかからない形で、大気においてはこの会社と結んでおります、地質についてはこうなっています、本来守るべき基準はここまでだけれども、さらにここまでやっていますということで、多くの企業が、賛同者が増えてきて、一緒に守っていこうという機運ができてくる。むしろ二者協定・三者協定をやっていない企業を「あれ、ここはやっていないんですか」となってきました。やっていないところを「やっていないですよ」とさすがに言えないと思うんです、やっぱり民間のレベルだから。しかし、取り組みをしているということについては、環境配慮を一緒にしていこうという企業でありますので、環境白書に載せる、さらにそれをもうちょっと、わざわざ市政だよりにとは申しませんが、何か一般の市民の方にこの企業はここまで努力をしているのだということをきちんとやっていきながら、さらにその取り組みが表に出ることによって、今まで気づかなかった企業が、私も二者協定やらせてくださいというような、機運を高めるという意味においても効果があると思いますので、ご検討いただければと思いますが、ご意見があればいただきたいと思います。

【岡本部長】 説明をお願いします。

【古谷環境保全課長】 ただいま環境白書に掲載していると申し上げましたけれども、環境白書の内容については全編をホームページで公開しております。また、環境保全課のホームページにおきましても、環境保全協定の内容、事業所等につきましても公開しておりますので、そういったところから周知できるものと思っております。

今、白書とホームページでの公開を申し上げましたが、これ以上の周知ができるよう、また新しいいい方法がありましたら検討していきたいと思っております。

【岡本部長】 どうもありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

そのほか、連絡事項などがありますでしょうか。お願いします。

【山内環境総務課主査】 事務局からご連絡申し上げます。

会議の冒頭でお知らせいたしましたとおり、本会議は千葉市情報公開条例の規定により公開することが原則となっておりますので、本日の議事録は事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認いただきました後、議事録として公表させていただきたいと存じます。

【岡本部長】 どうもありがとうございます。

ほかに連絡事項はありますか。よろしいでしょうか。どうぞ。

【山本直史委員】 私ばかり発言して申し訳ないですが、この部会は、次はいつ開かれるかどうかは未定ということでのくくりだったですか。

【岡本部会長】 事務局より説明をお願いいたします。

【御園環境総務課長】 11月に環境審議会がございまして、先ほど部会長さんのお話がありましたけれども、必要性があればお開きするという事で、事務局もしくは部会長の方にお申し出いただくということで、今のところ案件は予定していないということでございます。よろしくお願いします。

【岡本部会長】 よろしいでしょうか。

【山本直史委員】 はい。

【岡本部会長】 もし要望等がありましたら、事務局あるいは私の方に要望をお寄せいただければ、なるべく皆さんの期待に応えることができるように努力をしたいと思います。

どうも皆様方、長い間ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第1回環境保全推進計画部会を終了したいと思います。委員の皆様、ご協力どうもありがとうございました。

17時20分 閉会